練馬区教育委員会 練馬区立大泉第二中学校 校長関基雄

生徒用タブレットの配付に伴う同意書の提出について

寒冷の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

練馬区では、多様化・複雑化が進む社会において、生徒がこれまで以上に「自ら考え主体的に行動でき る力」を身に付けるためのツールとして、生徒一人一台のタブレットを配付することとなりました。今 後、様々な学習活動においてタブレットを活用し、調べ学習や生徒同士の学び合いなどをさらに充実して まいります。

タブレットの配付にあたり、保護者の皆様におかれましては、本日配布いたしました「練馬区児童生徒 用タブレットの利用に関するガイドライン」もよくお読みいただき、下に掲載の「同意書」のご提出をお 願いいたします。本同意書をご提出いただくことにより、故障や紛失等のトラブルが生じた際に、学校や 教育委員会が円滑に対応することが可能になります。タブレットは、この同意書が集まってからの配布と なりますので、1月20日(水)の期限までに各担任までご提出ください。

今後とも、本校の教育活動にご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

----- 切り取り ------

1/20(水) 〆切

練馬区立大泉第二中学校 御中

練馬区生徒用タブレットの利用に関する同意書

学校から貸与される生徒用タブレットの利用において、以下の各内容に同意いたします。

- ①学校から承諾された目的以外には使用しないこと。
- ②学校からの承諾なく、他の人への貸与を行わないこと。
- ③故意に故障させることのないこと。
- ④適切に保管管理し、紛失に注意すること。
- ⑤卒業や転出時には、付属品も含め、学校へ返却すること。
- ⑥学校の承諾なく、自宅および学校以外の場所で利用しないこと。
- (7)その他、教育委員会が定めたガイドライン等を遵守すること。

以上

令和 3年 月 日

 組	番	生徒氏名	
		保護者氏名	

学校記入欄 管理番号:

下記は、ご提出いただいた同意書の文言の控えです。

練馬区立大泉第二中学校 御中

練馬区生徒用タブレットの利用に関する同意書

学校から貸与される生徒用タブレットの利用において、以下の各内容に同意いたします。

- ①学校から承諾された目的以外には使用しないこと。
- ②学校からの承諾なく、他の人への貸与を行わないこと。
- ③故意に故障させることのないこと。
- ④適切に保管管理し、紛失に注意すること。
- ⑤卒業や転出時には、付属品も含め、学校へ返却すること。
- ⑥学校の承諾なく、自宅および学校以外の場所で利用しないこと。
- ⑦その他、教育委員会が定めたガイドライン等を遵守すること。

以上